

## インフルエンザ感染症経過観察表（登園届）

クラス \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_

発症日： 年 月 日

診断日： 年 月 日

診断名： インフルエンザ感染症 A型 ・ B型 ・ 不明

医療機関名 \_\_\_\_\_

解熱日： 年 月 日

上記の疾患で療養中のところ治癒し、他に感染のおそれもないことを証明する。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 【インフルエンザ感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再当園が可能です。

① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。

② 解熱（平熱に下がる）した日の翌日を初日（1日目）として、3日を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

### 【発症日からの経過】

（平熱： 度 分）

発熱日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発熱したその日が「発熱日0日目」となります。

可能な限り、朝と夜の1日2回、体温を測定し上記に記入してください。

（裏面有）

◆◆注意◆◆

現在の新型コロナウイルス感染症、他感染症の状況に鑑み、「インフルエンザの治癒証明書」を取得するために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク、および保護者の負担軽減のため、幼稚園への「インフルエンザの治癒証明書」の提出を不要とします。

再登園時には、保護者が作成する「インフルエンザ感染症経過観察表」を幼稚園に提出してください。

※その他の感染症に係る治癒証明書の取扱い※

学校保健安全法施行規則第18条に規定する「インフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書」の取扱いは、従前どおりとし、原則として幼稚園に提出してください。

以上